

< 第1章 障害学生の大学進学の実況 >

### 1. 障害のある学生の大学進学の実況

障害学生に限らず、学生が大学等の高等教育へ進学する上では、学生側に求められるいくつかの要件が存在する。まず、高校段階までの教育で扱われる学問知識の内容を身につけていることがそのひとつである。次に、大学においては、そこで何を学ぶかについて、他者から与えられるのではなく、学生個人が自ら選択し、判断することが求められる。両者に基づいて、学生は大学で広範な知識について学び、また自らが関心を持った専門的な知識を学ぶ場に参加することができる。このような要件に付随して、障害のある学生の視点から見て、障害のない学生とは異なる形で課されている要件がある。

前者の要件について、障害のない多くの学生と比較したとき、障害のある学生では、さまざまな障害から生じる困難さを回避し、高等教育へ進学する基準に達する知識を身につけるために、高等教育での学びの場に参加するまでに、読み書き学習や、移動の方法、コミュニケーションの方法などに、独自のスタイルを身につける必要がある。例えば、障害により、紙の印刷物を読むことが難しい人々がいる。視覚障害のある人は、紙に印刷された文字を見て読むことが難しい。読み書き障害（ディスレクシア）のある人は、視力に障害はなくても、文字を視覚的に見て認識することに困難がある。また、肢体不自由のある人では、紙の本のページをめくることが難しいことがある。これらの困難がある人々は、他者に声で朗読してもらったり、手でページめくりしてもらったりするなど、直接周囲の手助けを得て学ぶことがある。または他者の手助けによらない別の方法もとられることがある。すなわち、紙に印刷された文字データをコンピュータで読み上げ、耳で聞いて学ぶことができる方法や、手でページをめくらなくても、スイッチでめくることのできる方法などがそれにあたる。

次に、後者の要件に関連して、障害のある学生本人が参加したいと望む学びの場の状況と、個人で異なる障害の状況により、学びの場への参加スタイルが、個別に変化する。例えば、障害とは無関係に、学問領域に応じて、フィールドワークが必要な分野、実験が必要な分野、特に多量の文献を読み解く必要がある分野など、求められる課題は異なっている。そのため障害のある学生は、学びの場へ参加するための、独特のスタイルについて、教育機関側（及び、必要があれば同じ学びの場を共有する人々）に対して説明を行なう必要が生じる。ここでの説明とは、障害のない多くの学生とは異なる、独特の学びのスタイルが存在しており、それが学びの場に参加するためには不可欠であることを伝え、そうしたスタイルを教育機関が認めるよう働きかけることである。個別にそのスタイルは異なるため、障害のある学生本人が、自らの言葉で説明することが不可欠となる。

また、障害のある学生には、説明だけではなく要望することも必要となる。つまり、単に教育機関が独特のスタイルを認めるだけではなく、教育機関側から具体的な行動としての支援を得る必要がある内容を伝え、要望することを意味する。例えば、電動車いすを移動に使用している学生が、エレベーターの備わっていない大学施設の3階で行なわれている授業に参加する状況を考えてみよう。学内での電動車いすの利用を認められるだけでは、授業に参加できない状況は変わらない。しかし、教育機関側がエレベーターの設置を行なったり、または3階で行なわれている授業を1階の教室に変更するよう支援したり

することで、学生は授業に参加できるようになる。また、前段の学びのスタイルで挙げた独自の読書スタイルについても、紙の印刷媒体だけが授業に使用される場合は、障害のある学生は授業に参加することが難しい。大学で必要となる膨大な資料を、本人がすべて自助努力で電子化することはほぼ不可能である。そのため、それが電子的なデータで手に入るよう、教育機関側からの配慮や支援が必要となる。

このように、障害のある学生が大学進学を目指すということは、障害のある学生の視点から見れば、冒頭に挙げた学生側に求められる進学の要件を満たすために、学力それ自体以外に、説明と要望という努力が不可欠となっている現実がある。しかし、障害のある学生が自立的な学びの場へと自ら参加していくためには、前提として不可欠なことがある。それは、さまざまな障害により、このような学びの多様性が存在していることが、社会的に受け入れられ、認められていることである。障害のある学生が必要とする独特の方法が、一般的でないという理由や、多数派の学生とは異なる支援が必要という理由で簡単に否定され、排除される社会では、こうした学生たちの学びへの参加は極めて困難となる。理想的には、高等教育機関の施設や規則は、どのような人々がやってきても、スムーズにその学びの場へ参加できるよう、ユニバーサルに作られ、アクセシビリティ向上の努力が行なわれるべきである。障害のある学生の大学進学は、大学教育という場が、独自のスタイルとニーズを持つ学びの多様性を、どのように包含していくかという問題を背景としている。教育への障害者のインクルージョンの取組が日本でも始まろうとしていることを契機として、大学のユニバーサルデザインとアクセシビリティについての取組を、各教育機関が充実させる必要がある。

我が国では現在のところ、障害に関する学びの多様性を認め、参加を支援する必要性が、社会全体に広く受け入れられているとは言いがたいが、次第に草の根の活動が広がりつつある。まず、大学など高等教育機関が独自に行なう取組として、障害のある学生の進学と学びを支援する動きが生まれている。具体的には、障害学生支援専門の部署やセンターを設け、公式に支援に取り組む大学が増え始めている。また、障害のある学生の大学進学を支援する活動や団体<sup>[1]</sup><sup>[2]</sup><sup>[3]</sup>も存在している。さらに今後、国連の障害者権利条約の国内批准が行なわれるようになれば、日本の社会全体として障害のある学生が学びの場に参加することを進めるといふ共通理解ができることになる。障害のある学生の視点から見ても、自らに求められる説明と要望が、社会のルールという背景を持って、認められ、支えられるようになることが期待できる。

このような高等教育の現状の中で、実際に現在、障害のある学生たちがどの程度、大学に通う学生の中に含まれているのだろうか。また、どのような経緯で大学進学するに至ったのだろうか。さらに、そこでは、多様性を支える本人や周囲の支援が、どのような形で行なわれているのだろうか。次節では、平成 17 年度から継続して行なわれている日本学生支援機構の「大学、短期大学および高等専門学校における障害のある学生の修学支援に

---

[1] 全国障害学生支援センターによる大学案内障害者版の発行 <http://www.nscsd.jp/>

[2] 日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク (PEPNet-Japan) による聴覚障害学生の大学進学支援 <http://www.tsukuba-tech.ac.jp/ce/xoops/>

[3] D0-IT Japan (障害のある、あるいは病気を抱えた学生のための 大学・社会体験プログラム) による多様な障害のある学生の大学進学支援 <http://doit-japan.org/>

関する実態調査」の結果とその他の統計結果を通じて、障害のある学生の現況を解説する。

## 2. 大学進学の実況

### (1) 高等教育機関に在籍する障害のある学生数とその推移

2005年（平成17年度）から継続して行なわれている日本学生支援機構の「障害のある学生の修学支援に関する実態調査」の結果（国立、公立、私立の大学、短期大学、高等専門学校およそ1,200教育機関に対する悉皆調査）から、全国の高等教育機関に在籍する障害のある学生数（障害学生数）及び高等教育機関から何らかの支援を受けている学生数（支援障害学生数）を、図1に示した。障害学生数、支援障害学生数ともに、年々上昇が見られる。また、高等教育機関に在籍する学生数（およそ320万人程度）に占める障害のある学生数は、2005年、2006年の0.16%から、2009年では0.22%に上昇している。また、2005年、2006年の調査回答率はそれぞれ90.5%および93.8%、それ以降の調査回答率は100%であった。また、この図における注意点として、2005年から2006年について、障害学生数の減少が見られるが、これは「病弱・虚弱」の人数を報告する基準が、2005年では診断書を持たない学生を含めていたが、2006年からは診断書を持たない学生を含めなくなったことが影響している。また、そのほかの注意点として、2005年では、発達障害のある学生の人数調査を行っていない。

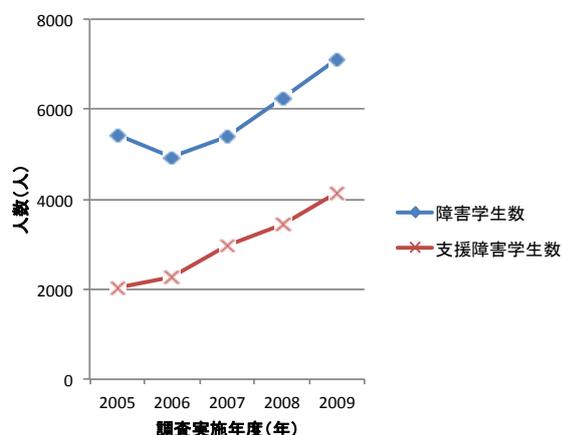


図1. 全国の高等教育機関に在籍する障害のある学生数（障害学生数）及び高等教育機関から何らかの支援を受けている学生数（支援障害学生数）

以下の図2に、障害種別ごとの障害学生数を示した。肢体不自由、聴覚・言語障害、病弱・虚弱のある学生が占める割合が調査期間を一貫して大きい。厚生労働省による平成18年度身体障害児・者実態調査結果<sup>[4]</sup>に見られる、身体障害児に占める肢体不自由（53.8%）、聴覚・言語障害（18.6%）、内部障害（22.2%）、視覚障害（5.3%）、重複障害（16.3%）の割合と比較すると、重複障害を除き、ほぼ順位は近似している。重複障害については、調査期間全体にわたって顕著な上昇は見られない。また、2006年から調査の始まった発達障害（LD、ADHD、高機能自閉症等で、診断書のある者）の人数が、

[4] 平成18年度 厚生労働省身体障害児・者実態調査結果

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/shintai/06/index.html>

2006年時点で127名だったものが2009年には569名となっている。病弱・虚弱の2005年から2006年の減少は、2006年から集計の基準が診断書がある者のみに限られたことによると思われる。

高等教育機関に在籍する障害学生のうち、高等教育機関から何らかの支援を受けている学生の比率（図4）をみると、視覚障害、聴覚障害では経年変化が見られないが、その他の障害では比率が上昇している。特に、発達障害のある学生で、高等教育機関から何らかの支援を受けている学生の比率は、2006年の調査開始時には36.2%だったが、2009年には77.9%と、すべての障害種別で最も高い支援比率を得るまでになっている。さらに、2008年及び2009年には、「診断書はないが発達障害があることが推察されるために、実際に教育上の配慮を行なっている者（特別な支援を行なっていない者は除く）」についても調査が行なわれている。図5に、2006年から行なわれている、診断書があり、支援を受けている発達障害のある学生数とともに、診断書はないが支援を受けている学生数について、発達障害の下位項目（LD、ADHD、高機能自閉症等）とともに示した。特に、高機能自閉症等のある学生数が急速に増加していることがわかる。この診断書のない発達障害のある学生で、支援を受けている学生の人数は合計で2008年には515名、2009年には809名となる。これを合計すると、高等教育機関に在籍する発達障害のある学生数は、2008年で814名、2009年で1,378名となる。その結果、高等教育機関に在籍する発達障害のある学生の比率は、聴覚・言語障害や病弱・虚弱のある学生に匹敵する（図6）。

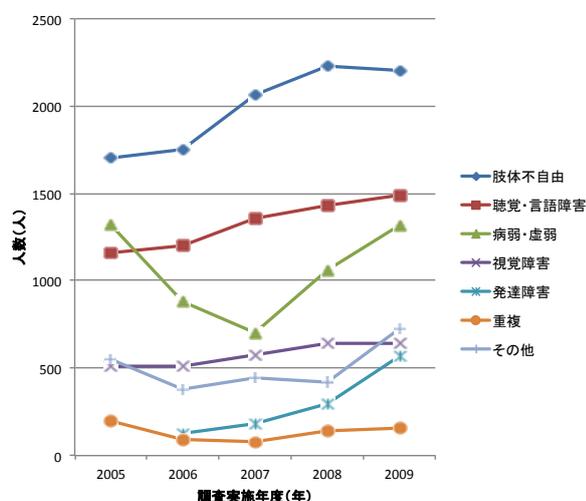


図2. 全国の高等教育機関に在籍する障害のある学生数（障害学生数）

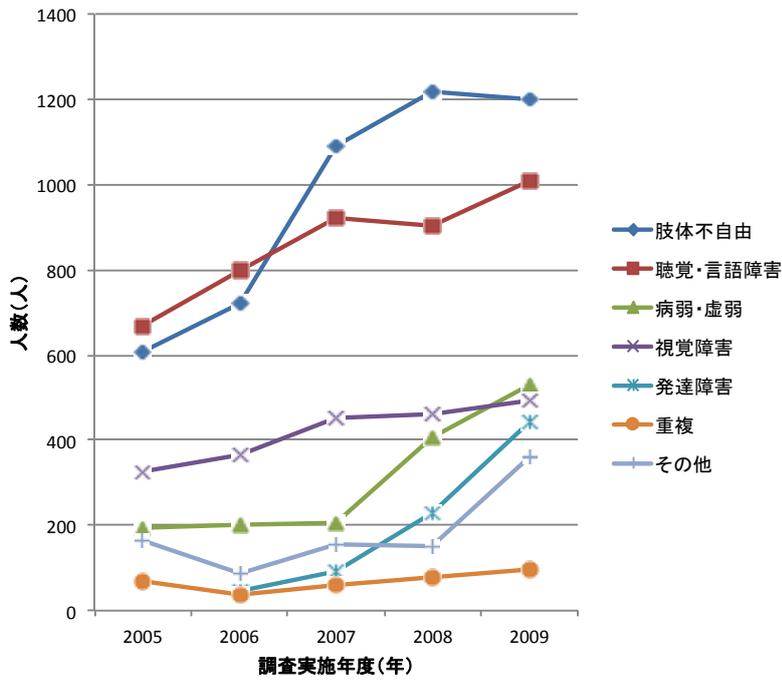


図 3. 障害学生のうち高等教育機関から何らかの支援を受けている学生数（支援障害学生数）

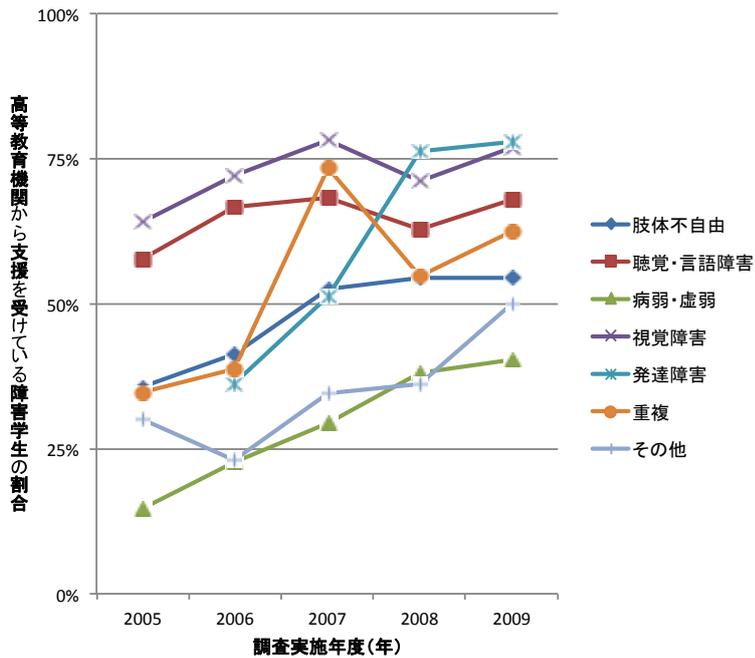


図 4. 障害学生のうち、高等教育機関から何らかの支援を受けている障害学生（支援障害学生）の障害種別ごとの割合

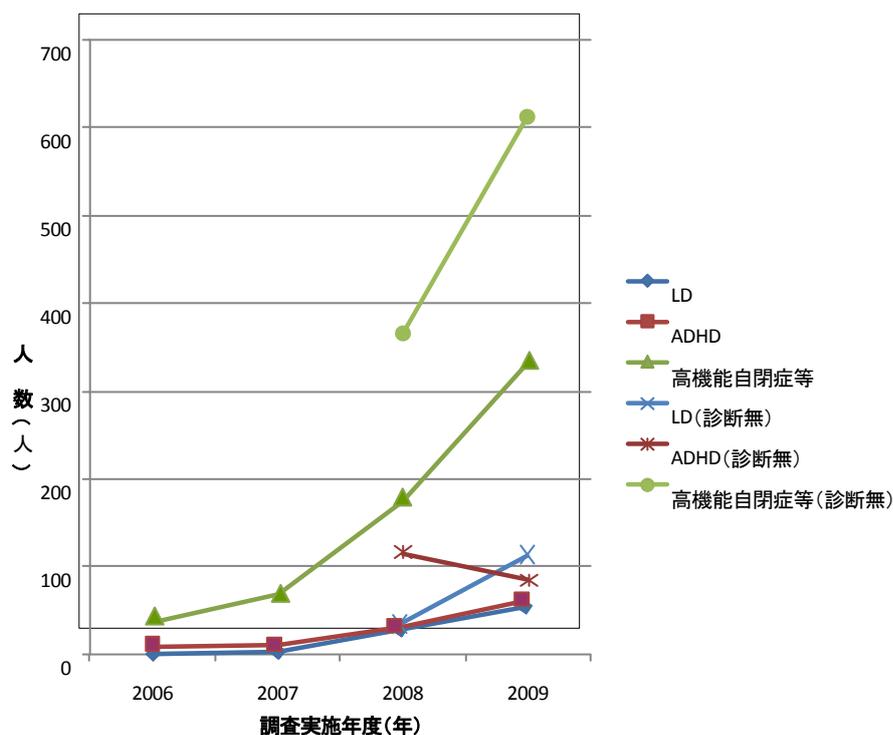


図 5. 発達障害の下位項目（LD、ADHD、高機能自閉症等）別に示した、診断書がないが支援を受けている発達障害のあることが推察される学生数および、診断書があり支援を受けている発達障害のある学生数の調査年度ごとの人数

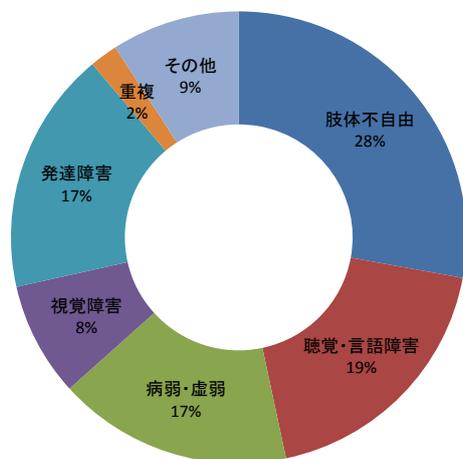


図 6. 診断書がないが支援を受けている発達障害のあることが推察される学生数を加えた、2009年の高等教育機関に所属する障害学生 7,912 名について、それぞれの障害種別の占める比率

## (2) 障害学生の大学進学への道筋

### 入試方式の選択

障害のある学生が高等教育機関へ入学する際に受ける入試選抜では、障害のある学生は、特別措置と呼ばれる配慮を受けることができる（この詳細については、大学入試センター試験の特別措置の解説とともに、第 4 章「大学入試における特別措置」で詳述する）。障害により、入試に配慮が必要となる学生は、日常の学習においても、配慮や支援が必要と

なる障害のある学生であると考えることができる。2007年から2009年の日本学生支援機構の統計では、入試において特別措置を受けた入学者の人数を調査している。表1に、短期大学と高等専門学校を除く大学の入試において、年度・入試の種別ごとに、特別措置を受けた学生の人数とその年の特別措置全体に占める割合を示した。その結果、特別措置を受けた障害のある学生は、毎年その半数以上が特別入試（AO入試、推薦入試、障害者特別選抜）を受けていたことがわかる。文部科学省が実施している「国公立大学・短期大学入学者選抜実施状況」<sup>[5]</sup>調査から、短期大学と高等専門学校を除く大学の入試選抜において、平成18年度から20年度までの全入学者に占めるAO入試の割合はおよそ2%、推薦入試の占める割合はおよそ36%とされている。この結果と比較すると、障害学生の大学入試においては、AO入試の比率が高くなっている可能性が推察される。実際には、2005年（平成17年）の日本学生支援機構のみで公開されている各学年の障害学生数がおおよそ1,200名程度おり、また2009年および2008年の卒業学年の人数がそれぞれ1,200名、1,400名程度であったことから、特別措置を受けずに何らかの入試を受けた障害学生がさらに600名以上存在したことが推察される。しかし、仮に各年度で障害学生600名が特別入試以外の入試（e.g., 特別措置を受けない一般入試選抜）を受けたと加算した上で試算しても、AO入試の比率はおよそ7%程度と依然高い割合を示す。

また、短期大学に関しては、文部科学省の同調査では、およそ66%が推薦入試により入学したとされる。障害学生に対する特別措置数は短期大学の入試において2007年が27名、2008年が18名、2009年が42名と少数であるが、各年度およそ8割が特別入試により入学している。また、高等専門学校の入試において、特別措置件数は2007年が2（1）名、2008年が5（2）名、2009年が8（1）名であった（括弧内は特別入試の人数）。

表1. 大学の入試における年度・入試の種別ごとの特別措置を受けた学生の人数とその年の特別措置全体に占める割合 [単位：人数（%）]

年度	AO	推薦	障害者特別選抜	特別入試以外
2007（H19）	67（13）	164（33）	21（4）	246（49）
2008（H20）	92（16）	201（35）	15（3）	263（46）
2009（H21）	95（16）	203（33）	12（2）	301（49）

#### 大学種別、課程区分の選択

次に、日本学生支援機構の統計から、大学、短期大学、高等専門学校の課程区分ごとに、障害学生の在籍比率（各課程の全学生数に占める障害学生の割合）を各調査年度でまとめたものを表2に示す。表2中、太字の斜体で示した数値は、各年度で障害学生在籍比率が上位3件に当たるものを示す。いずれの年度も一貫して、通信課程及び専攻科で障害学生在籍率が高い。現状では、特定の分野に勉強科目を絞った専攻科や、通学の必要のない（または少ない）通信課程を障害のある学生が選択する傾向があることが推察される。

[5] 平成20年度 文部科学省 国公立大学・短期大学入学者選抜実施状況  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/20/09/08092911.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/20/09/08092911.htm)

表 2. 大学、短期大学、高等専門学校 の課程区分ごとの障害学生の在籍比率 [単位：% (各課程の全学生数に占める障害学生の割合)]

区分		2009 (平成 21)	2008 (平成 20)	2007 (平成 19)
大学	学部 (通学)	0.20	0.17	0.15
	学部 (通信)	<b>0.58</b>	0.66	<b>0.37</b>
	大学院 (通学)	0.14	0.14	0.13
	大学院 (通信)	<b>0.75</b>	<b>0.74</b>	0.33
	専攻科	<b>0.82</b>	0.25	<b>0.40</b>
短期大学	学科 (通学)	0.17	0.16	0.20
	学科 (通信)	0.03	0.06	0.05
	専攻科	0.27	0.05	0.14
高等専門学校	学科 (通学)	0.36	0.27	0.22
	専攻科	0.23	<b>0.37</b>	<b>0.35</b>

#### 大学における専攻の選択

日本学生支援機構の調査では、2008 年 (平成 20 年) から、高等教育機関において障害のある学生がどのような学問領域 (専攻) を選択したかが調査されている。図 2 に、平成 20 年度及び 21 年度の日本学生支援機構の調査結果のうち、大学 (大学院含む) の専攻科別の障害学生在籍率と、平成 20 年度及び 21 年度年度の文部科学省による「学校基本調査」の結果のうち、大学 (大学院含む) 全体での専攻科別の学生在籍率を示した。両者の結果から、障害の有無にかかわらず、社会科学、工学、人文科学が上位 3 専攻を占めることには変わりはない。しかし、障害学生では、大学生全体と比べて、人文科学への集中が見られた。実験や実習、フィールドワークへの参加、数式や図形といった情報へのアクセスが必要な専攻では、障害に伴う困難さが集中しやすい。そうした専攻ではない人文科学系の学問領域に、障害学生が集中していることが推察される。

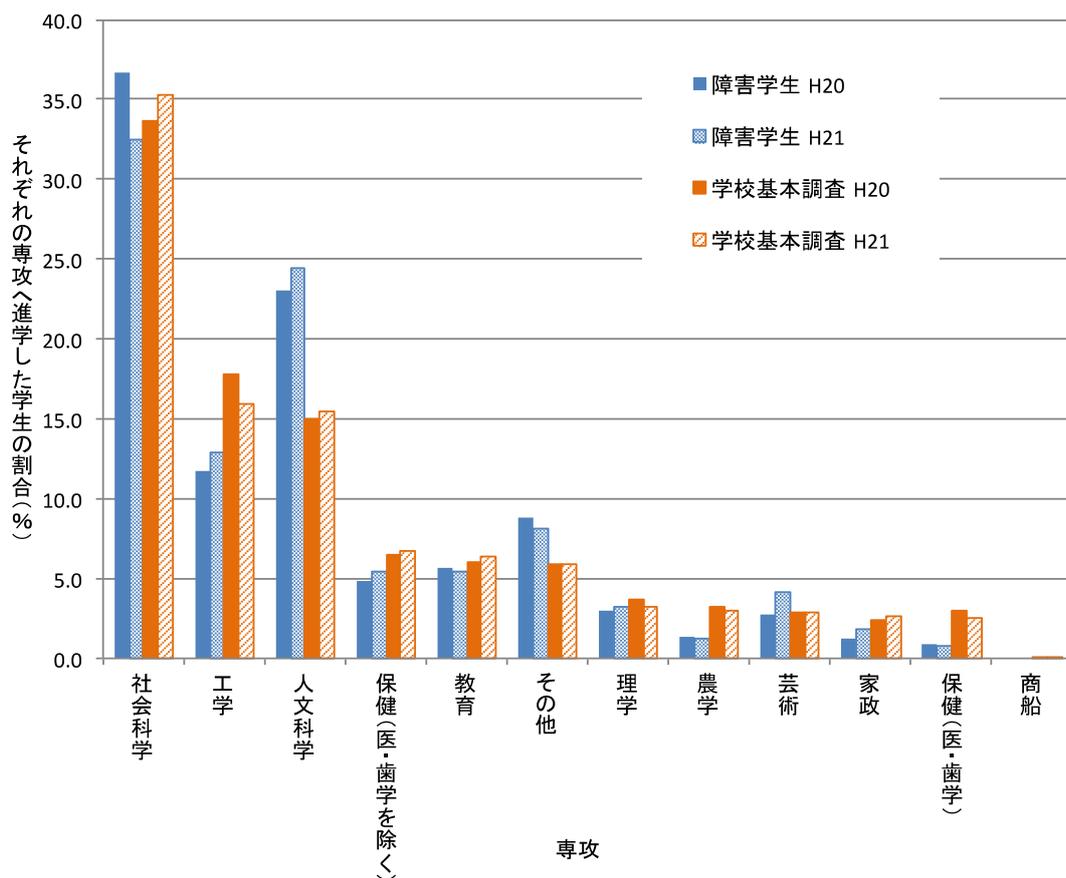


図 7. 大学（大学院含む）の専攻科別の障害学生在籍率（日本学生支援機構平成 20-21 年度調査）および大学（大学院含む）全体の専攻科別の学生在籍率（文部科学省平成 20-21 年度「学校基本調査」）

#### まとめ

障害のある学生本人による自由な選択として、AO 入試や通信制、人文科学系の学問が選ばれることは意義があるといえるが、そもそもそれしか大学へ進学する選択肢がなく、結果として障害学生が不本意にその方法を選ばざるを得ない場合、それは障害のある学生に対して、自由な学ぶ機会を奪っていることになる。すなわち、障害のある学生は、自らが学びたい学問領域にチャレンジするのではなく、障害に対する支援が少なくても学びの場に参加することができる学問領域から進学先を選んだり、または、特別な支援や入試方法を実施しているいくつかの特定の大学にある学問領域から進学先を選んだりするという発想で進学の方法を考えている可能性もある。仮にそうであれば、それは一見して後ろ向きの選択のようにも見えるが、現在の障害学生にしてみれば、切実かつ現実的な選択といえるかもしれない。また、大学進学の実態には、障害のある学生全体の進路選択に対して影響を持つことを関係者すべてが意識しておく必要があるだろう。

困難を自ら切り開くチャレンジはとても大切である。しかし、それが障害のある学生にとっての当然とされるために、ほかの学生と比較して、過分で不公平な負担や努力を当然のこととしていないか、社会のメンバー誰もが意識的になる必要がある。すでにいくつかの教育機関では支援や配慮の取組が始まっているが、そうした取組は、障害学生たちにと

っての、分野にとらわれない開かれた学びを提供し、障害のある学生たちが将来に自由な夢や希望を描く力となる。

参考までに、特別支援学校からの大学進学率を参照する。平成 21 年の文部科学省による学校基本調査<sup>[6]</sup>では、特別支援学校に通う障害のある児童生徒数は 117,000 人とされる。また、同学校基本調査結果では、平成 21 年 3 月の特別支援学校の高等部の卒業生は 15,000 人であり、うち大学進学者は 462 人（卒業生の 3.1%）であった。障害区分の参考値として、平成 18 年までの盲学校、ろう学校、養護学校の区別が存在した際のデータを参照すると、平成 18 年度の在籍者数は 3,688 人（盲、ろう、養護学校の全児童生徒の 3.5%）、6,544 人（同 6.3%）、94,360 人（同 90.2%）であった。さらに、厚生労働省に平成 18 年身体障害児・者実態調査結果から、障害者手帳のある大学入学年齢に近い 18、19 歳の障害種別の人数を抜粋すると、視覚障害 1,000 人、聴覚・言語障害 2,000 人、肢体不自由 7,000 人、内部障害 3,000 人、重複障害 5,000 人であり、合計は 12,000 人とされる。さらに、診断はあるが障害者手帳を持たない障害者の数は、厚生労働省の統計には含まれていない。平成 16 年の文部科学省の調査「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する全国実態調査」<sup>[7]</sup>では、障害の診断や、知的な遅れはないが、LDやADHD、高機能自閉症等に類する学習や行動面で著しい困難を示す児童生徒が通常の学級に 6.3%含まれることを報告した。学校基本調査における高等学校全日制の調査結果を参照すると、平成 21 年度 3 月の卒業生は 1,064,000 人であり、高等教育機関への進学率は 53.9%（通信を除く場合、53.8%）、進学者数は 573,000 人であった。高等学校までの日常の学習はもちろん、入試や高等教育機関での支援や配慮を得ることで、高等教育での学びを志すことができる若者は、さらに多く潜在していることが推察される。障害学生数は漸増しているが、この歩みをさらに進める関係者すべての努力が求められる。

---

[6] 平成 21 年度 文部科学省「学校基本調査」

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/toukei/chousa01/kihon/1267995.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/1267995.htm)

[7] 平成 16 年度 文部科学省調査「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する全国実態調査」

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/018/toushin/030301i.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/018/toushin/030301i.htm)